

釜石市における漁業

—経済振興策と家族・地域・漁協—

加瀬和俊

概要

釜石市では一次産業の中で農業は産業的にほぼ消滅してしまったのに対して、漁業は経済的・社会的に大きな役割を果たしている。水産加工業、冷蔵庫業等を加えれば、その経済的位置は相当に大きい。製鉄所関連の雇用が減ってきた中では、特に沿海地区集落における最大の産業として漁業の就業面での役割が大きい。本稿は、各世代の漁業者のインタビューを通じて、当地の漁業・養殖業の経済的・社会的実態を把握した上で、漁業者のとっている経営戦略、今後の経営方向についての希望・意図等について分析したものである。

本稿はさらに、漁協の意思決定プロセスについて注目している。釜石市には3つの漁協が存在するが、それは漁業者のために最も有効に漁場を利用するという役割を任されている。

キーワード

漁協、漁業権、組合員資格、養殖業、定置網

はじめに

かつては「鉄と魚の町」といわれた釜石は、鉄の比重が下がったために相対的に「魚の町」の特性が強まった。しかし「魚の町」の側面もまた、就業者の高齢化に示されるように確実に脆弱化している。近世期から続いている漁業の性格を検討し、漁業関係者の現状と将来展望を把握した上で、その方向性を探ることが本稿の目的である。

1. 釜石市漁業の推移

現状分析の前提として、自然条件の制約と社会的経済的条件の変化に規定されて、釜石

市の漁業が今日ある姿に至った経緯をごく簡単に整理しておきたい¹⁾。

当地の漁業は近世以来存在し、明治以降においては農業とともに製鉄所に依存しない地場産業として重要な位置を占めていた。戦前期においては、零細な沿岸漁業とともに、資産家層が所有＝経営する沿岸の定置網と、沖合漁業の底引き網、まき網、遠洋漁業の北洋漁業・マグロ漁業等があり、多くの漁業者が大型漁業の操業期には雇用乗組員となり、それ以外の時期には他地方の定置網漁業に雇用されたり、地元で零細な沿岸漁業に従事したりして、各種の漁業を組み合わせつつ生計を立てていた。

戦後は民主化措置の一環として漁場制度が改革され、定置網経営が資産家層の私有物から徐々に漁協の経営に移るとともに、高度経済成長期においては大型漁業の成長と乗組員の増加が進展し、北洋漁業、マグロ漁業等の中堅的根拠地として発展した。同時に1960年代からは、それ以前にあったノリ養殖業に置き換わりながら、各種の養殖業が順次定着し、地先資源と回遊魚に依存していた不安定な沿岸漁業が安定化するようになった。

しかし1970年代におけるオイルショックと1977年における200海里体制の定着によって燃油多消費型・資源略奪型の北洋漁業が縮小する一方で、その結果としてサケ回帰量の急増による沿岸定置網漁業の好転がみられ²⁾、個人経営の定置網が漁協の経営へ移行する動きが本格化した。続く1980年代からは、燃油価格・賃金の上昇を魚価に転嫁できない沖合漁業の縮小が進み、遠洋漁業は漁場を失って解体方向に向かい、沿岸漁業の比重が相対的に高まりつつ今日に至っている。しかし1980年代以降の水産物輸入の急増によってワカメを中心に当地の水産物価格は急落して沿岸漁業の相対的好調期も終わり、漁業後継者の減少、就業者の高齢化が進展している。このような推移は、東北地方太平洋沿岸域に共通しており、それぞれの個性を含みつつも縮小再編過程にある日本漁業全体の動向の縮図でもある。

とはいえ、農業と比較すれば漁業は今日まで極めて堅調に推移してきたと言える。農業においては、高度成長期以降の必要所得水準の上昇と1970年代以降の農産物価格（特に米価）の実質的低下傾向によって、生計維持のための必要最低耕作規模が急上昇したために、平坦地の少ない釜石市では専門的農家の成立の余地がなく、産業としてはほとんど潰滅状況になってしまった。これに対して漁業は高い生産力を擁し、一定階層以上では他産業に匹敵する所得をあげている。優良な漁場を持ち、各種の新規養殖業を定着させ、三陸

1) 釜石市の漁業の歴史的推移については、畑山定治『釜石風土記』1947年、岩手県漁業協同組合連合会『岩手県漁連20年誌』1970年、岩手県編『岩手県漁業史』1984年、岩手県水産試験場（現・岩手県水産技術センター）の各種報告書、『岩手県統計書』各年版、『岩手県農林水産統計年報』各年版などによる。

2) 200カイリ体制による国際的な規制強化の下で日本のサケ・マス漁業の大量漁獲が不可能になったため、北海道・東北沿岸にサケが大量に回帰するようになった。

ブランドによって全国的な競争力を維持している釜石市の漁業は、緩やかに縮小することは避けられないものの、将来的にもしぶとく存続することが見込まれている。

2. 漁業の位置

(1) 漁業就業者

2000年の国勢調査によれば（表1）、釜石市の就業人口（男子12,497人、女子8,925人）のうち漁業就業者は男子843人、女子326人であり、それぞれ全就業者に対して6.7%、3.7%にあたる。このうち自営業就業者は、全産業で男子2,211人、女子1,723人に対して漁

表1 釜石市漁業就業者

		1980			1985			2000		
		計	雇用	自営	計	雇用	自営	計	雇用	自営
男	計	1,616	636	980	1,358	562	796	843	183	660
	15歳-	13	6	7	6	3	3	2	1	1
	20-	47	28	19	27	13	14	7	3	4
	25-	108	53	55	48	36	12	16	4	12
	30-	146	76	70	113	66	47	29	9	20
	35-	169	95	74	134	69	65	34	12	22
	40-	252	107	145	139	76	63	48	18	30
	45-	269	106	163	228	112	116	90	35	55
	50-	185	60	125	227	86	141	100	33	67
	55-	144	35	109	166	53	113	88	31	57
	60-	105	27	78	115	21	94	149	19	130
	65-	105	31	74	86	16	70	151	11	140
	70-	52	9	43	50	6	44	88	5	83
75-	23	3	20	19	5	14	45	2	43	
女	計	413	54	359	313	60	253	326	33	293
	15歳-	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	20-	7	5	2	10	8	2	2	2	0
	25-	27	6	21	6	1	5	1	1	0
	30-	47	6	41	25	4	21	6	2	4
	35-	50	6	44	32	7	25	9	0	9
	40-	68	5	63	40	7	33	18	3	15
	45-	68	6	62	56	11	45	45	4	41
	50-	59	6	53	50	2	48	41	3	38
	55-	38	3	35	54	13	41	54	7	47
	60-	30	6	24	22	2	20	69	7	62
	65-	18	5	13	16	4	12	47	0	47
	70-	4	0	4	2	1	1	25	1	24
75-	1	0	1	0	0	0	10	3	7	

出典：「国勢調査報告」

注：1990年、1995年、2005年についてはこの形式での結果公表はない。

業では660人(29.9%)、293人(17.0%)である。農業がほとんど失われている当地では³⁾、自営業の中での漁業の比重は相当に高いことがわかる。また、男子について年齢階層別の人数の分布を見ると、自営漁業者では65～69歳をピークとして高齢者ほど就業者が多く、70～74歳階頃頃から引退が開始されているといえる。女子の自営就業者数は男子の4割程度であるが、ピーク年齢が60～64歳と1階層若いこと、30歳未満では漁業就業者がいないこと等が男子と異なっている。他方、男子の雇用就業者については45～59歳にピークがあり、船員年金の受給資格を得る55歳以降に雇われをやめているものが多いことがわかる。女子の雇用が少数であるのは、家事労働に制約される女子の就業が、自営業に夫婦で従事することになりやすいためである。

なお、同表で漁業就業者数を1985年と2000年で比較すると、沖合・遠洋漁業の縮小によって雇用者数の減少が顕著であるのに対して、自営就業者数の減少は緩やかであり、コーホータ的に見ると60歳代後半になるまでは、自営漁業からの流出・廃業はほとんどないことがわかる。

また、兼業化の状況については⁴⁾、農業では、耕作規模を拡張できなかったため、顕著な農業技術革新の下で必要労働時間が急減し、世帯としてはもちろん個人としても兼業化(農業を営む経営主が他産業にも従事する)が急進展したのに対して、沿岸漁業を中心とした自営漁業者は、兼業農業部門の縮小・放棄、機械化による荒天時の操業可能化、漁場の遠隔化、養殖業を含む操業漁業種類の多様化=周年化等によって投下労働時間を有効に維持し、それを所得増加に結びつけることができたために、漁業専門化の傾向が続いた。今日においても漁業経営主個人の専門度は高く、世帯単位で見ても農業に比較してはるかに専門的である⁵⁾。

なお、釜石市内の地域差は大きく、沿海集落における漁業の役割は市平均よりもはるかに大きいことに留意しておきたい⁶⁾。

3) 農業就業者数は男248人、女211人であり、しかもその60歳以上の割合が男子は79%、女子は71%と高い(2000年の国勢調査による)。

4) 紙幅の関係で統計的基礎は示していないが、農林水産省『農業センサス』、『漁業センサス』の報告書による。

5) 2003年の漁業センサス結果によれば、釜石市の個人漁業経営体の構成は専業32.3%、第一種兼業35.6%、第二種兼業32.2%である。

6) たとえば市南部沿海地区の唐丹地区では総戸数765世帯(2005年の国勢調査による)に対して、唐丹町漁協の正組合員世帯は351戸であって、総戸数の45.9%を占めていることになる(この漁協では一世帯一組合員制がとられているので、組合員数と組合員世帯数は等しい)。

(2) 水揚高の推移と現状

市統計書によれば、市内純生産額約 1,100 億円のうち、水産業は 40 億円強で 4%程度に過ぎない。しかし、農業・林業はそれぞれ 2 億円前後であるから、一次産業の中では水産業が圧倒的な比重を占めていることになる。

釜石市の属地水揚高は、釜石市魚市場（釜石市漁連の経営）の取扱額と、各漁協が磯根資源（アワビ、ウニ等）と養殖物について扱う漁協共販の取扱額の合計である。このうち釜石市魚市場の取扱対象は、漁船漁業と定置網であるが、その金額は、200 海里体制成立時点（1977 年）の 70 億円水準から、1980 年代の 100～110 億円へいったん上昇した後で、1990 年の 79 億円から 1995 年の 42 億円へと減少し、いったん下げ止まった後で 2001 年以降再び減少し 2005 年の 29 億円に至っている⁷⁾。現在の魚種構成は、サケが 4～5 割を占め、これにサンマ、スルメイカ、タコ、カレイ等が続いている。

1980 年代に比較すると今日の水揚額は 3 割弱であるが、激変した太平洋北区の中では相対的にいえばその程度はマイルドであった。その根拠は、200 海里体制確定後の 1980 年代前半における魚価高、マイワシ資源の急増、大型イカ釣り漁業の急成長等にも関わらず、漁業部門、加工業部門での投資を抑制し、中堅漁港・中堅加工基地としての位置を超えようとしなかったことに求められよう。その後におけるマイワシ資源の消滅と遠洋イカ釣り漁業の破綻によって、水揚高を 900 億円から 100 億円台に急落させて、急成長・急破綻の軌跡を典型的に示した八戸とは異なって、緩やかな縮小過程をたどることができた背景として、この点は無視できない⁸⁾。とはいえ、取扱額の減少によって魚市場経営の悪化は避けがたく、3 億円近い繰越欠損金の処理が課題として残っている。

他方、市内 3 漁協はそれぞれの水揚場所において磯根資源（アワビ、ウニ）、養殖物（ワカメ、コンブ、ホタテ、カキ）の共同販売を行っている。その水揚高を表 2 で見ると、漁協の受託販売額（磯根資源、養殖物）が各漁協とも 6～7 億円台（したがって 3 漁協で 20 億円程度）であることがわかる。

(3) 産業連関等

漁業はそれを成り立たせる各種の関連産業を必要とする。業界団体の名称で見ても、釜

7) 釜石市役所『釜石市の概要』（2005 年 12 月）および釜石市漁連の各年の『業務報告書』による。

8) この事実は、安易な積極投資奨励に結びつきやすいコンサルタント的・地域経済振興論を戒めるものである。生産規模の予測がつかない自然産業としての漁業とそれに依拠する水産加工業については特に然りである。

表2 釜石市内の3漁協の概況

		釜石東部 漁協	釜石湾漁協				唐丹町 漁協
			計	釜石	平田	白浜浦	
漁協関係 (2005年度)	正組合員	608	686	210	220	256	351
	うち女子	53	245	54	72	119	0
	准組合員	25	133	33	86	14	136
	職員	21	22				14
	受託販売額(100万円)	663	781				646
	定置網水揚額(100万円)	424	253				353
漁業経営体 と就業者 (2003年)	漁業経営体	401	298	90	93	115	243
	漁業就業者(男子)	513	376	118	110	148	300
	漁業就業者(女子)	174	163	35	42	86	188
	雇われ漁業就業者	128	49	30	13	6	41

出典：各漁協「業務報告書」,「漁業センサス」

石水産物商業協同組合(水産物小売業者の組合), 釜石鮮魚出荷協同組合(出荷仲買人11業者の組合), 釜石流通団地水産加工業協同組合(釜石市・大釜町の29の水産加工企業の組合)など商人, 加工業者が存在するし, このほかに水産物を扱う運送業者, 冷蔵庫業者も見られる。

水産加工業は, 地元周辺に水揚げされるサケ, サンマ, イカ, ワカメ等を原料とするものが多かったが, 少しでも安価な原魚を安定的に調達する必要から, 他の大量水揚地に揚がったものや輸入物の比重が高い。鮮度の良い地元の漁獲物は加工用ではなく鮮魚で販売できる限り, 加工業の採算に乗る価格までは落ちにくいので, 地元漁業と加工業との産業連関は盛漁期のサケ, サンマを除けばわずかである。漁船側から見ても, 加工用の水産物については, 大規模な加工処理能力を有し相対的に魚価が高い宮古・大船渡・気仙沼等が水揚地として選好される傾向にある。また, ワカメ加工は現在の価格関係・所要労働量からすると漁家が原藻を加工業者に売るよりも, 漁家自身がボイル加工をする方が有利であるため, 一部を除いて独自の加工業の存立を可能としていない。

これに対して定置網に入るサケはメスについては地元で卵をとるための一次加工が必要であり, 筋子, イクラが製品化されている。魚体については地元で塩サケ, フィレー等に加工されていたが, 数年前からは北海道漁連による対中国輸出戦略の成功の後を追って⁹⁾, 中国向け輸出が増加している。中国でフライ等に加工して欧米向けに再輸出されるルートが主流化してきたおり, 釜石市における加工業の存立基盤はそれだけ圧縮されている。

(4) 地域特性

漁業は地域性の強い産業であり, 入り江の形状, 海底の地形・深度, 海流との関係等に

9) 宮村正夫『北海道産水産物輸出の取組み』(東京水産振興会『水産振興』466号, 2006年10月)。

よって、同じ釜石市内でもその性格は相当に異なっている。そこで、市の沿海部を3つの漁協の区域にしたがって簡単に特徴付けておこう。

1) 北部（釜石東部漁協管内）

伝統的な沿岸自営漁業の地域である。釜石東部漁協は4つの漁協（箱崎，白浜，両石，鶴片浦）が1974年4月に合併して発足したが、現在でもこの旧4漁協の建物がそれぞれ漁協支所となっているし、各地区が理事選出の単位でもあり、組合員資格認定・漁業権管理の第一次的判定のなされる基礎単位でもある。漁業集落もほぼこの4地区ごとに固まっており、それぞれ集落の中心部分に漁港を有して、相互に独立性が強い。

2) 中央部（釜石湾漁協管内）

市街地化と港湾開発等によって漁場を喪失し漁業の弱体化した釜石漁協、製鉄所の鉱滓の廃棄のための埋め立てに対して漁協を二分した争議を経験した平田漁協、外洋部に所在し開発の影響を受けずに高い所得の沿岸漁業を維持してきた白浜浦漁協の三者が2003年7月に合併して釜石湾漁協となったが、現在でも実質的には3者の独立性が強い。その背景には、長い間、入り江ごとに交通が遮断されていたために、旧漁協地区（実質的にはより狭い範囲の漁業集落）が漁場管理の単位となっており、隣接漁業地区間での実質的な交流が少なかったという事情が存在している。

3) 南部（唐丹町漁協管内）

唐丹町漁協は他の二つの漁協とは異なって、戦前以来の単一漁協である。現在、釜石市中心部とトンネルでつながっている道路が作られるまでは、釜石市街には船で行かざるをえなかった地域であり、漁村共同体的な人間関係が最も濃密に残存している。ここでは組合員間の階層間格差は少なく、養殖漁場の配分をはじめとして平等主義原則が漁協運営において重視されている。

3. 漁業の構成と漁協の役割

当地区における主要な沿岸漁業の性格を、漁協の役割に留意しながら整理しておこう。

(1) 地先資源の採集（アワビ、ウニ）

アワビは単価が高く、当地のエゾアワビは乾鮑の原料として中国へ輸出されている。ウニは漁獲後に各漁家が自家で剥き身加工してから出荷する。こうした磯根資源は海草類を餌として成長するから、産業排水・生活廃水等によって藻場が破壊される地域では存続が困難である。

アワビは漁獲サイズの殻長9センチになるまでに4年程度、ウニは5センチになるまでに3年程度かかる上、成員を残さなければ資源の再生産が途切れてしまうので、資源管理の規則が厳しく、県条例、漁協の漁業権行使規則、集落単位の申し合わせ等によって、細かく管理されている。

操業方式は、船の上から箱メガネで水中を覗き、さおを使用して漁獲する方法に限定されており、生産力を高めないために他地域にある潜水漁法は禁止されており、操業日は各漁協が定めている¹⁰⁾。

こうした内部的約束事は厳格に守られており、違反者は操業回数を減らされ、再犯の場合には漁協を除名され、一切の漁獲ができなくなる。加えて売上高の5～10%を種苗放流費、密漁対策監視人賃金として拠出すること、漁協指定の商人に各集落の水揚げ地で一括販売すること等も義務付けられている。

定められた操業日・操業時間帯の中では自由競争にしている集落が多いが、平等主義的運営傾向が強い唐丹町漁協ではアワビの年間の漁獲上限を1世帯当り200キロ(1キロ8千円とすると160万円)と定めており、資源が減少した年にはこの漁獲上限を引き下げている。

水揚高は都市化の影響度を含む自然条件、参加者数等によって異なる。たとえば、地先に優良漁場を有する須佐地区(釜石湾漁協白浜支所)では、アワビだけで年間200～300万円前後の漁獲をあげる漁家が多いのに対して、市内平均では1世帯で30万円前後に留まっている。とはいえ平均的漁獲でも4時間程度の労働で一回平均5万円にはなるので、組合員資格を有する兼業者は会社を休んで参加している。

(2) 養殖業

ワカメは、収穫期＝繁忙期が3～6月であり、この時期には男子一人または夫婦で刈り

10) アワビについては、11～12月に最大で週1回、年合計6回(唐丹漁協)、7回(釜石東部漁協)、8回(釜石湾漁協)だけの操業で、操業時間は日の出から10時までである。ウニは5～8月に、毎週最大2回、曜日を特定して操業が許されている。

取って陸揚げした後、夫婦で熱湯を通し、塩をまぶして製品とする。コンブは夏が刈取・加工の時期であり、干しコンブ、湯通し塩蔵コンブ、すきコンブ、きざみコンブ等に自家加工して出荷する。ホタテガイは、4月頃に採苗して2～3年間養殖し大型（10センチ以上）にして出荷する。北海道、青森という二大産地の製品との競争を避けるために、大型化と時期をずらした出荷によって小産地としての競争力を確保している。カキは広島等と同じ剥き身出荷を行っていたが、相対的な小規模産地が生き残るために、耳つり方式による一粒かき（殻付き）出荷に変更して今日に至っている。

養殖漁場は、漁業者が属する集落の地先漁場を中心とするから、集落によって養殖種類の組み合わせ方が異なっている。養殖業も自然産業として豊凶変動が小さくないが、回遊魚のように予想のつかない資源変動に翻弄されることは少なく、労働投入量と収穫量の間におおよそその比例関係があるので、相対的には安定的な収入源となっている。

養殖業を行うための特定区画漁業権は県から漁協に免許されており、漁協が漁業権行使委員会と理事会の決定によって、誰が、どの品種の、どの場所の、どれだけの量の漁場を利用できるのかを定める。漁業者ごとに配分される漁場の規模は、漁業者側の条件——早期に養殖を始め実績のある者か否か、配分漁場から高い収益を上げるだけの労働力・技術・資材等を世帯として保有しているか否か、養殖業で生活を立てなければいけない世帯か否か等——を勘案して、漁業権行使委員会が原案を作成し、理事会で最終的に決定される。釜石市を含めて岩手県の養殖漁場の権利は漁協の管理が行き届いており、本人が使用しなくなった場合には漁協に返還され漁協が無償で再配分する¹¹⁾。

今日では漁家の漸減と高齢化が進み漁場拡張意欲は大きくないが、1960年代から80年代に至る養殖業の発展期には拡張する漁場を組合員の間にもどのように割り振るのかは大きな問題であり、その方式には地域内の人間関係の特質と漁業経営の論理が複雑に反映した¹²⁾。

実際の養殖施設配分を表3で見よう。これは、釜石湾漁協内の集落ごとの養殖漁場の配分状況を示しているが、湾奥の釜石地区は都市化の進展、港湾の拡張によって各人の漁場規模が小さいこと、旧漁協の組合員が埋め立て賛成派と反対派に二分した平田地区では、養殖規模が1,500メートル以上の者と500メートル未満の者にと二極分解していること、純漁村的な色彩の強い白浜浦地区は、養殖漁場配分規模が大きく、特に外洋に面して

11) 漁場の返還は組合員の任意に任されているのではなく、一定の基準が存在している。たとえば、釜石東部漁協ではワカメ養殖に関して、100メートルの幹縄から3万円の販売額を上げられない組合員からは漁場の一部を返納させる内規が存在している。

12) ごく概括的に言えば、唐丹町漁協では施設規模の平均化の方向が重視され（すなわち遅れて参入して漁場配分の少ない者と先発者の差を縮小する方向）、他の地区では実績が重視された（すなわち地域に適合的な技術を確立するために資金を投じ、リスクをとった先発者の権利を尊重した）といえる。

各種の開発の影響を受けていない佐須集落では配分規模が著しく大きいこと等がわかる。専門的漁家が埋め立て・防波堤拡張等の開発行為に対して対抗的になる背景に、開発行為によって漁場が量・質両面で悪化することに対する強い警戒感があることが了解できる。

表3 養殖漁場配分規模別組合員数
(釜石湾漁協, 2005年)

養殖漁場配分 (メートル)	平田	白浜浦		釜石
		白浜浦	佐須	
3000-3500			5	
2500-	1		2	
2000-	3	5	9	
1500-	12	6	2	
1000-	6	8		
500-	9	30	2	6
-500	23	6		30
計	54	55	20	36

出典：釜石湾漁協資料による。

注：各養殖施設の幹繩の長さを単純に合計した数値である。

(3) 漁船漁業

釣り（イカ）、刺し網（カレイ、ヒラメ）、籠・壺（タコ）などの漁法で天然魚を漁獲する漁船漁業は、3トン前後の漁船で一人で操業する方式が中心である。

制度的には共同漁業権漁業、県知事許可漁業、自由漁業が並存しており、制度ごとに参入・規模拡大の自由度が異なっているが、現状では県知事漁業の許可枠が不足しているとはいえない。したがって養殖業に比較して操業の自由度が大きく、この点が漁船漁業が若年者に相対的に選好されている根拠であると判断される。

漁船漁業主体で生活を立てようとする、漁船・エンジンの投資額が大きく、燃油コストも高い上に、資源状況によって豊漁・不漁の変動が激しいことが難点となる。このため、養殖業の合間に養殖用の小型漁船でごく沿岸部で刺し網漁業を営む程度の者が多く、年間の漁船漁業部分の水揚高は100万円どまりの漁家が大半である。目下のところ、後継者が親の経営する養殖業を手伝いながら、自分の経営部分としては漁船漁業に比重をかけているという事例が最も安定的である。そうした組み合わせの下で漁船漁業で300～500万円程度の水揚高が得られるという見通しが立つと、若壮年者は親の経営から離れて漁船漁業だけで独り立ちするようになるようである。

(4) 定置網

沿岸部に網を定置して魚をとる漁業であり、9月から2月までサケを獲るだけのサケ定置網（秋網）と、サケ以外の時期にはその他の回遊魚を漁獲する周年網とがある。定置網¹³⁾は10人から40人規模の労働力集団によって操業するので、経営主体は漁協（または

13) ここでは定置漁業権による大型定置網のみについて述べている。共同漁業権による小型定置網は当地域では無視できる。

企業家＝網元）であり、乗組員は被雇用者である。定置網を経営するための定置漁業権は、漁業法の規程によって5年ごとに県知事が申請者の中から適格性と優先順位にしたがって機械的に免許権者を決定する。

定置網経営には大型の漁具を使用し、多人数の漁夫を雇用することにもなうコストの高さと、魚の回遊に依存する受け身の漁業であって毎年の大幅な豊凶差が避けられないという特性ゆえに、不漁時に経営を支えるための資金力が不可欠であった。このため、戦後漁業制度改革によって漁協が競願者の中で第一位の優先順位を得た（すなわち網元所有の漁業権を漁協が無償で奪取できるようになった）とはいえ、定置網の所有がスムーズに漁協に移動したわけではない¹⁴⁾。

こうした状況が打開されたのは、1977年の200カイリ設定によってサケの回帰量が増加して豊凶差が縮小し、採算が安定するようになってからである。この時期には免許切り替えのたびに、従来の網元と漁協の間に交渉が持たれ、競争的に出願して漁協が免許を奪取するか、それとも従来の経営者と漁協とが共同経営の形をとって持分を定め、利益（損失）をその割合にそって負担するかが議論された。交渉が決裂すれば漁協が免許取得を出願するのであるから、網元側は妥協を余儀なくされ、次第に持分を低下させざるを得なかった。他方、漁協も漁村社会の人間関係に配慮して、法によって与えられている権利を全面的に行使するのではなく、漸進的改変の姿勢をとっている¹⁵⁾。

漁協が旧来の権利者から定置漁業権を奪取するべく努力したもう一つの理由は、進展しつつあった養殖漁業のための漁場スペースを捻出する必要性であった。1960年代までは養殖業がわずかしかなかったので沿岸部には定置網が隙間なく張られていたが、養殖業の発展のためには、魚の回遊ルートにそって最も効率的な位置に少数の定置網を配置することによって、他の海面を養殖漁場に利用し、両者をあわせて最大の生産金額を上げることが目指された。そのためには異なる企業が所有する複数の定置網を漁協の経営の下に統一して、網の削減＝統合を実現する必要があったのである。

こうした変化の過程を示す最近の一例を現金石湾漁協について表4で見よう。1999年の免許切り替えまでは、区域内の4定置網は、3漁協の共有が1か統、3漁協と企業の共有が1か統、企業の単有が1か統であった。1999年の免許切り替えに際しては、3漁協が合併して単独の釜石東部漁協になったことによって小松漁場は新漁協の単有となり、沖

14) 定置漁業権の免許をめぐる地域内の紛義については、たとえば荒屋勝太郎『守りぬいた漁業の民主化——奪回した定置漁業権』（2002年5月）等の証言がある。

15) 釜石市においては地域外の網元であった大洋漁業は排除できたが、同一漁協内部の個人の網元については、当該個人が使用していた海面を奪取して当該経営を破綻させ、その乗組員集団と対立することは漁村社会の互恵的人間関係の下では容易に実行できなかった。このため、漁協と網元の間で持分を定め、一定の過渡期を置いて漸進的に漁協専属経営に移すという現実的な方針が採られることが多かった。

表4 釜石湾漁協関係定置網の持分推移（単位：％）

		平田漁協	釜石漁協	白浜浦漁協	佐々木水産	釜石湾漁協	泉沢定置	計
1994— 1998	佐須漁場	31.8	29.4	29.4	9.4			100
	沖網漁場	31.8	29.4	29.4	9.4			100
	小松漁場	33.4	33.3	33.3				100
	白崎漁場						100	100
1999— 2003	沖網漁場				9.4	90.6		100
	小松漁場					100		100
	白崎漁場					55	45	100
2004— 2008	沖網漁場				9.4	90.6		100
	白崎漁場					100		100
	小松漁場						100	100

出典：釜石湾漁協資料による。

網漁場は新漁協と企業の共有に形式的変化を見たが、同時に実質的变化として、従来は企業（泉沢定置）の単有であった白崎漁場が漁協と企業の共同経営に変化し、また経営的に採算があわなかった佐須漁場が放棄されている。さらに、2004年の切り替えにおいては、白崎漁場が漁協の単有に移行し、代わりに漁協の単有であった小松漁場が泉沢定置の単有に変わっている。漁場が定置網の位置に関わる作業の効率性や水揚高を考慮して両定置網の権利の交換を提案し、泉沢水産がこれに従った結果である。このように、定置網の所有・経営関係は今なお変化の途上にある。

定置網経営は、現在までのところ黒字であって漁協経営を支えているが、経営的に見た場合には、漁協自営形態が最適であるとは必ずしも言えない。たとえば1980年代においては漁協経営に移ることにもなって、乗組員数が相当増加している。その理由の一部は、サケの漁獲が増加して船上作業・陸上作業が増えたことであるが、同時に組合員から子弟の乗組員化が強要され、あるいは消滅・解体しつつあった北洋漁業の乗組員を出身母村の漁協が定置網で吸収せざるをえなかったという事情もあった。輸入サケの急増による魚価の急落によって、1990年代以降、経営的余裕が失われて来る中で、コスト削減の必要から乗組員数の削減、作業班の統合等の措置がとられている¹⁶⁾。

16) 表4に示した期間の変化としては、1994～98年には漁協が経営していた3つの定置網をそれぞれの作業班が担当し、その人数の合計は乗組員40人、炊事婦2人、事務員2人であった。しかし、1999年には漁協経営の定置網を2つに減らした上で作業班を一つに統合し、乗組員30人、炊事人2人、事務員1人に削減し、その後も毎年人員削減を続けて2003年には乗組員22人、炊事人1人、事務員1人に行っている（平田漁協および釜石湾漁協の『業務報告書』各年度版による）。

4. 漁家の性格

(1) 漁業世帯の性格

沿岸漁家は上記の4つの漁業を組み合わせることで操業し、結果的にいくつかの漁家タイプを形成している。第一のタイプは主業的漁家であり、沿岸漁業を主たる就業の場として、それによって所得の大半を得ているものである。このタイプは、養殖業とウニ・アワビ採取を基本としつつ、漁船漁業も適宜操業している場合が多い。このうちで質的に最も中核をなすものが二世代の漁業者を擁する世帯であり、水揚高が1,000万円を超える漁家の多くはこれに属する。他方、一世代だけの主業的漁家は後継者が得られなかった高齢漁業者か、後継者予備軍が未だ労働年齢に達していない壮年漁業者であり、前者の水揚高は300～500万円程度、後者のそれは500～1,000万円程度に分布していると概括できる。

これに対して第二のタイプの副業的漁家は、雇用所得を中心としつつ、ウニ・アワビの採取の権利を持ち、その操業日には休暇をとって漁業に従事しているものである。雇用労働としては一般の会社勤めが多いが、定置網漁業に周年あるいは秋・冬だけ雇用されている者の多くもこれに属する。地元で雇用機会の少なかった東北太平洋沿岸地域ではこのタイプは少なかったが、製鉄所関連の就職機会の多かった釜石市では、釜石湾漁協地区においては以前からこのタイプが多かった。

主業的漁家の基幹的部分は、伝統的に維持されてきた直系複合世帯である。このタイプの漁家では1950～70年代に自営漁業再生産に適合的なライフコースが形成されていた。すなわち、父親が壮年の段階では父親は自営漁業を営み、後継者は北洋漁業、まぐろ漁業、定置網等の乗組員として賃金を得、父親の体力が次第に弱まる時期において後継者が自営漁業に入って父子協業の期間を経て（技術の伝承、新規投資はこの時期に集中する）、やがて父親が手伝い的な陸上作業だけに従事して経営が子供の世代に移行するという推移であった。こうした世帯のライフコースは、200カイリ時代に入って企業的漁業が縮小すると存続の基礎を失った。高校を卒業した息子が直ちに後継者になるには養殖漁場規模は小さく、生産物の市場は不安定であったからである。こうして東北地方においても1980年代に入ると後継者予備軍の雇用漁業者化が減少し、高卒の息子はまずは一般産業の勤め人となり、一定時点で漁業後継者になるようになった。しかし、都会に住み、家族を含めて都市生活になじみ、月々に定額の所得が得られる生活が継続すると、壮年期に漁業後継者に転じることは容易ではなくなり、後継者予備軍の意識がまず変化し、1990年代にはそれを受けて親世代の意識も変わらざるをえなくなった。

この点の変化は、後継者を得て二世代の漁業者を擁する伝統的漁家においても、明らかに看取できる。子供世帯が別棟に居住する事例が増加していること、後継者の妻が養殖業の陸上作業に従事することをせずに他産業で働き、代わりに繁忙期には雇用労働を用いるようになっていること等はその現れである。また、すでにふれたような親世代が現役である間は若壮年後継者が漁船漁業を選好する理由の一つは、漁船漁業においては長時間の陸上労働を必要としないので、結婚後も配偶者が他産業に従事できることである。

(2) 水揚高の分布

釜石市内の沿岸漁家の経営規模について、入手できた若干の資料からその一端を明らかにしておきたい。表5は釜石東部漁協および唐丹町漁協の組合員の水揚高を個人別に表示したものである。資料の性格によって水揚高はかなり過小に出ているが¹⁷⁾、ひとまずこれによると、釜石東部漁協では、1,000万円以上が5漁家、500～1,000万円が14漁家であって、300万円以上をすべて合わせても74漁家（水揚者の16.4%）に限定されていることがわかる。唐丹町漁協では、1,000万円以上が4漁家、500～1,000万円が58漁家、300万円以上合計が102漁家（水揚者の28.9%）となっている。副業的漁家と引退真近の年金補充的低水揚高の高齢者が多数派であることが読み取れる。

このように沿岸漁業の水揚高から見て他産業並みの所得を得られる階層は一部に過ぎない¹⁸⁾。ここでの水揚高には含まれない漁船漁業の水揚高、当地での有力な兼業としての釣り船収入等を加えれば、若壮年漁業者の水揚高はこれより相当に高くなるであろうが、高齢漁業者は年金と組み合わせてようやく生計を成り立たせている者も多い。

なお、漁家経済にとっては漁業所得の水準とともにその変動幅が重大である。資源変動と魚価変動は自然産業としては如何ともしがたい上、漁業には価格政策は存在しないからである。かつてはこうした所得変動は、生活水準の切り下げによって吸収されていたが、

表5 水産物販売金額別組合員数（2005年度）

	釜石東部漁協	唐丹漁協
2000万円ー	1	
1000万円ー	4	4
700万円ー	2	30
500万円ー	12	28
400万円ー	22	16
300万円ー	33	24
200万円ー	50	45
150万円ー	36	21
100万円ー	56	14
50万円ー	59	27
30万円ー	52	37
10万円ー	74	69
10万円未満	51	38
計	452	353

出典：漁協資料による。

17) 漁協の販売事業の対象となったものだけについての統計なので、漁船漁業部分を含んでいないこと、出荷名義人個人単位の統計なので父子がそれぞれの名義で販売している場合には1漁家の水揚高が二人に分割されて表示されていること等がその理由である。

18) 当地の沿岸漁家の所得率は6～7割と想定される。

他産業従事者と生活様式が平準化してきた今日では、自然産業の本性としての所得変動が強い生活難意識を呼び起こしやすい。漁業所得の水準は他産業の若年者賃金より決して低いとはいえないが、若年者が職業選択に際して自営漁業を敬遠し、親もまた漁業の後継者化を勧めない理由の一つはこの点である。

5. 漁協と漁村社会

本節においては階層性の異なる漁家の集団である漁協の意思決定・行動様式のあり方の一端についてふれておきたい。

漁業者が漁業を営むためには基本的には漁協の正組合員でなければならない。漁業権が漁協に免許されており、漁業者は漁協によってその漁業権を行使する権利を認められなければならないからである。したがって、1) 誰を正組合員とするのか（組合員資格）¹⁹⁾、2) 正組合員の誰に、どの漁業・養殖業を、どれだけの規模で認めるのか（漁業権行使資格）という二点についての漁協の意思決定は、漁業を営もうとする者にとって死活的な重要性を持つ。当地におけるその実態は、以下のように整理できる。

第一に、正組合員資格について、漁協制度は、漁協の正組合員を、漁協区域内に居住し、一定日数以上漁業に従事している個人とすることによって、一方では漁業に従事していない商人・資産家層等（羽織漁師）が加入して漁協の意思を左右することを防ぐとともに、他方では既存の正組合員の一部が他の漁業者を締め出して限定された水産資源を少数の漁業者で独占することを回避している。この理念の下で現行法は、正組合員資格を漁業従事日数が「90日から120日の間で定款で定める日数」以上の地元漁民としている²⁰⁾。

これに対して当地における生ける法は、漁業集落の全世帯が近世以来地先資源を共同で利用・管理しており、家の跡継ぎは本人が漁業を本業としているか否かに関わらず地先資源を採捕する権利が認められてきたという伝統を引き継いで、他集落からの移住者、分家等を除く本家筋には均しく正組合員資格を与えてアワビ・ウニ等の採捕の権利を認めている。これは法律をそのまま適用して漁業従事日数の少ない者からアワビ・ウニの採捕の権利を剥奪することが、共通の権利と義務を有する世帯によって構成された漁村集落の運営にとって得策でないという判断からとられた現実的対処であった。もちろんアワビ・ウニ

19) 組合員には漁協の意思決定に参画できず、正組合員の合議によって認められた範囲で漁協事業を利用できる准組合員もあるが、論旨の単純化のためにここではふれない。

20) 地域によって漁村事情に差があるので、正組合員を専門的漁民に限定したい漁協は120日を、多数の組合員を確保したい漁協は90日を選択できるようにしているのである。

だけを採捕している副業的漁業者は漁業に90日以上従事しているわけではないから、当地の漁協では法の規程と抵触しないように、従事日数に関して独自の計算方法をとっている²¹⁾。

第二に、漁業権行使資格について、正組合員資格を広く認める反面として、限られた漁場を正組合員の中で漁業で生活を立てている者に手厚く認め、他の所得機会を持つ者、漁場を有効に利用できない者にはそれを制限することが必要になる。この決定は、基底的には相互に組合員世帯の生活内容について情報を共有しあっている集落内漁業者の互譲と自己主張のバランスの上に成り立っており、結果的に、漁協の意思決定に対して同等の権利を有する正組合員が、異なった質・量の漁業権行使資格を与えられるのである。漁業権行使資格の決定は、手続き的には、漁協の漁業権行使委員会に対する基礎単位（漁業集落あるいは漁協支所地区）の勧告、漁業権行使委員会の原案決定、漁協理事会の決定の手順でなされるが、その過程においてこうした配慮が調整されつつオーソライズされていくのである。急速に養殖漁場が拡大した時期には五年ごとの漁業権変更時に、誰にどれだけの漁場を追加配分するのが、本人の希望、漁場の余裕、待期間の長さ、本人の能力（保有労働力、生産性の実績等）等を勘案して定められていったが、ここでは、漁業法の規程によって広く漁協の裁量に任されている判断が、当地の漁村社会の実情に適合するように具体化され、柔軟に適用されているのである。

このように当地では、漁村社会の実情に適合的な生ける法が存在しており、漁業利益の配分はそれによって円滑になされてきた。近年においては、組合員の高齢化にともなって、養殖漁場配分増加の要望も弱まっているので、後継者を確保して二世代が養殖業に従事している漁家に対して、漁場配分の優遇度を高める措置が柔軟に採られるようになるものと想定される²²⁾。生ける法の地域経済振興にとっての強みは、この点で高く評価できる。

しかしこうした意思決定方式は、外的事情によって組合員内に利害対立が生じ、生ける法の世界から実定法の世界に基準が移行した場合に、その弱さを露呈する。平田漁協（釜石湾漁協平田地区）で生じた事態はこの事情を明示している。戦時中に釜石製鉄所の鉾津の捨て場として一部漁場の漁業権放棄が強制された平田地区では、戦後において正組合員のうち専門的漁民達が「戦時中の合意は自由意志によるものではないので無効である」と

21) たとえば、釜石湾漁協の「組合員資格審査基準要領」は、各漁業種類ごとに「従事」日数のカウント方法を規程しているが、アワビ採捕については初回は1日を6日として（準備に1日、当日の操業に1日、終了後の後片付けに4日）、2回目以降は1日を2日として計算し、ウニについては、初回は1日を6日として、2回目以降は1日を3日として計算している。

22) 各地の養殖漁場配分のルールから論理的に一般化すれば、先発者優先＝格差残存の漁場配分が次第に世帯単位平等の方向に移行した後、後継者確保の必要性にもとづいて、二世帯の漁家には一世帯の漁家よりも多くの漁場を配分する方向で個人単位平等の要素を含むルールへ移行する傾向があるといえる。

主張して埋め立てに反対し、他方、製鉄所社員である正組合員は埋め立てに賛成して対立し、1974～1976年において漁協の意思が二分されてしまった²³⁾。結果的には製鉄所の意思が貫徹し、平田漁協地区の養殖漁民の大半は漁場の縮小を経て子弟の後継者化をあきらめ、今日の高齢者単身漁家になってきたのであるが、このことは、漁業権の消滅という決定的事態に際して法的に有効であったものは、法律の定める正組合員としての同等な権利であったことを意味している。ここには、漁村社会を律する日常的基準としての生ける法が、もはや十全には機能しえないことが示されている²⁴⁾。このように、漁協の柔軟な意思決定方式は、漁村社会と一般社会の関係のあり方によって動揺的であることを免れない。

6. 漁業振興策

(1) 釜石市の水産行政

漁業振興政策については通常は県が主役であって、市町村は受動的に地元負担部分を請け負う程度であるが、釜石市の場合には、水産行政の比重が高く、独自の水産課を持ち、財政規模もかなり大きい。

水産課が所管する歳出「水産業費」(決算額)を整理した表6によると、以下のような特徴を知ることができる²⁵⁾。第一に、支出額の変動が著しいが、2003年度の6億円から2005年度の3.6億円へと支出額が急減している。第二に、支出額の三分の二は漁港建設費(普通建設事業費)が占めており、

表6 釜石市「水産業費」(決算)(単位:100万円)

	2001	2002	2003	2004	2005
人件費	87	71	69	59	52
物件費	26	31	19	14	14
維持補修費	3	4	0	3	2
補助費等	27	27	28	32	18
普通建設事業費	415	313	463	313	228
貸付金	42	30	20	20	28
総計	616	481	604	454	364

出典:市資料。

注:総計には繰出金を含む。

これは水産庁の歳出が漁港偏重になっていることの反映である。第三に、貸付金という特異の費目が存在しており、後述する新規養殖事業の支援策が市の独自予算の相当部分を占

23) この経過と法的な論点については、渡名喜庸安「釜石市平田湾埋立の経過とその法的問題点」(福島大学東北経済研究所『東北経済』74号,1983年3月)に詳しい。

24) 1988年に釜石湾の湾口防波堤建設に対する補償金が支払われた際、補償金の算定は正組合員一人当たり100万円であったが、関係漁協はこれを修正するために補償金をプールした上で再配分する措置をとっていない。主業的漁業者にとっては極めて少額で、副業的漁業者にとっては高額なままに配分することは、漁村社会における公平観念がこの種の問題では機能しなくなっていることを明示している。

25) 同表の支出額には国、県の補助金も含まれている。

めている。第四に、人件費・物件費等は短期間に顕著な削減が行われており、近年における財政圧縮の動きがここに現れている。

養殖業の発展期においては、漁業者の投資が進み、それを支援するために水産財政も積極的に拡大したのであるが、今や高齢漁業者の投資抑制に対応して財政支出も抑制段階に入っているといえる。同時に、釜石市財政のリストラの影響は、地場産業たる漁業を例外にしてはいないことも明らかである。

(2) 新規養殖業の推奨策

釜石市特有の水産行政として、マツカワ・チョウザメの養殖の推進策がある。これは漁業者が営むものではないので本来の漁業政策とは言えないが、漁業の多様性を拡張する可能性をもたらすものとされている。具体的には、冷水性高級魚養殖技術研究所（1989年設立）²⁶⁾の研究成果を実用化するための担い手として、株式会社サンロックが1995年に設立され、これが今日まで事業を継続してきた。資本の大半は釜石市が負担し、周辺市町村や漁協等の出資も加えて第三セクターとして設立されたものであるが、全国各地の第三セクターと同様に採算がとれずに推移している。先に触れた市財政の「貸付金」は実質的にはこの運営経費として使用されており、市の支出がとまれば存続できない状況にある。

チョウザメ養殖の経営的成否はキャビア製造までの10年に及ぶ累積餌料コスト等と製品としてのキャビアの価格の比較にかかっているが、全国の養殖業経営を悪化させている国際的な餌料価格の高騰傾向とキャビア市場の制約を考慮すると、見通しは厳しいものと想定せざるをえない。3歳魚程度で肉として出荷する部分についても、マーケットが確立されているわけではないので、楽観することは出来ない。

チョウザメは淡水・陸上施設養殖として漁業権とも漁業者とも無縁の企業的存在である——その意味では失敗しても地元の漁業には影響がない——のに対して、マツカワはやや性格が異なっている。すなわち、海中（区画漁業権漁場）で養殖すること、漁業者に委託して飼育していることの点で、漁業経営・漁協と一定の関係が避けられない。当地は養殖業が盛んであるとはいえ、コスト率が極めて高い給餌養殖には一度も手を出さずに来たのであって、マツカワの導入を本格的に進めるためには地域漁業全体の根本的な見直しが必要とされるであろう。現在は小規模な試験段階であるから、次の段階に進むためには撤退を含めた慎重な検討が求められている。

26) 独立行政法人・農業食品産業技術総合研究機構生物系特定産業技術支援センター（通称・生研センター）のプロジェクトとして設立された。

マツカワ養殖は、生産技術的には大きな困難はないと言われているが、天然ヒラメ資源が全国的に増加しつつあり、キロ 2,000 円前後に位置している状況で、その代替商品としてのマツカワが採算ラインを超える価格で販路を確保することは容易ではない²⁷⁾。

おわりに——漁業者の現状認識と将来構想にふれて

漁業者の現状認識と将来構想は、年齢別・漁業種類別に顕著な違いが見られる。第一に、50 歳以上の漁業者のうち、漁業後継者がおり、二世代で養殖漁業に従事している者は積極的な将来構想を持っている。現在の水揚げは地域内で最も高く、しかも自分の経験と経営判断が成功していると実感することができているからである。この人々は品目ごとの価格動向を見ながら、充実感の得られる仕事を通じて、最も高い所得を得ることを志向している。とはいえこの世代も、一世代前の人々が同様の年齢であった時点とは異なって、家父長専断的な経営判断で後継者に指図し、世帯内の労働力を最も合理的に配置して事業を展開するという状況ではない。後継者が自らの経営イメージを持ち、親と意見があわなければ経営を分離・自立させるという事例が少なからず存在するからである。

第二に、地域内漁業者の多数派を占める 60 歳以上の養殖漁業者のうち、漁業後継者がいない者の場合には、自分と妻の体力が衰えるにつれて養殖業の規模を縮小しつつ、無理のない規模で漁業を続けることを希望しており、したがって漁業種類の転換・拡張を含む将来構想には消極的であり、そのための漁協の新規投資については拒否的に対応しやすい。かつて北洋漁業・マグロ漁業等の乗組員であった者は相当額の船員年金を得て自足しているし、国民年金しか得られない者は支出の抑制を求めるからである。こうした階層の自営漁業からの引退年齢は、かつての 60 歳代半ば前後から上昇し、ほぼ 70 歳代半ば前後となっている。漁協の意思決定は人数的に多数を占めるこの層の意向を無視することができないから、将来の地域漁業のために現在の組合員の負担金を増加させる新規投資に対して漁協が消極的になることは自然である。

第三に、40～50 歳代の壮年漁業者は、親世代はすでに引退し、子の世代は未だ後継者化していない点で夫婦ないし単身の操業である。子育て中で家計費のかかる年代であり、体力的にも無理がきくために、所得向上意欲は強く、新規技術導入にも積極的に養殖漁場

27) 当初の計画では、漁業者がマツカワを養殖し、サンロックはそれに稚魚を販売することを予定していたというが、漁業者は採算等を考慮して手を出さず、またサンロック自らが養殖を行うには十分な漁場を得られなかったため、現在では漁協に稚魚を売却し（一尾 220 円）、漁協が組合員に委託して養殖し、成魚は全量をサンロックが購入するという実質的な委託生産方式になっている。なお、マツカワの販売をめぐる諸問題についての関係者の認識の一端は、宮田勉・石田知子・阿倍繁弘「新規養殖業マツカワのマーケティング研究」(『岩手県水産技術センター研究報告』5号, 2005年2月)で知ることができる。

の生産性は高い。行政による漁業振興策に最も敏感に反応する階層でもある。都市の釣り人を顧客とする遊漁船の建造は投資額の高さからして経営的にリスクをとまなう選択であるが、この階層の中には養殖業閑散期の所得対策として釣り船專業船を所有している者が少なくない。同時に、すでに高校卒業が一般化していた世代として、高校時代の友人達の職業生活・所得水準・生活スタイル等に触れていることもあり、息子を漁業後継者にすべきか否かについては、上の世代に比較して消極的である。自らの経営を自らの責任の範囲内で拡張する希望を有しつつ、次世代にまで及ぶような計画は意識的に持たないことが、一昔前の同世代者とは異なっている。

第四に、20～30歳代の若年漁業者は、従来の若年漁業者と異なって、1) 自営漁業につくまでの職業選択期間が相当に長くなっていること、2) 親の経営の見習いとして後継者化する通常のタイプとは異なって、親と操業部門を分ける者(親は養殖、息子は漁船漁業)が一定数いること、親と同一経営ではあってもアワビ・ウニ等の出荷名義人を若年者本人にして独自の会計主体となっている者が多いこと等、自律性を強めていることが特徴的であり、就業面でも生活意識面でも家父長的統括の時代が去ったことを示している。この世代には20歳前半期に結婚する者も存在するが、一次産業に共通する「嫁不足」状況によって独身のまま40歳代に至る者が多い。若年漁業者の中にはサラリーマン経験のある者が少なからず存在しており、今後は、仕事の面白さ、所得の水準・安定度等の推移によっては、漁業就業に固執せずに他産業に転出する者が現れるように思われる。

以上のような專業的漁業者に比較して、漁業を片手間に営む副業的漁業者の場合には、漁業による所得は世帯所得の一部に過ぎないから、漁業によって意識が規定されているわけではない。とはいえ、漁業との接点をもたない他の住民とは異なって、先祖伝来で新規には取得できない漁協組合員資格を有し、それによって地先資源の利用や補償金の配分を受ける立場であることから、專業的漁業者・漁協との結束感・連帯感は強いものがある。

個性豊かな一人ひとりの漁業者を上のように概括することはもちろん単純に過ぎるのであるが、それぞれの漁業者が意欲・経営成果面で大きな幅を持ちながら、漁村社会においては世代ごと・専業者ごとに一定の意思・志向の共通性が見られることも確かである。そうした全体を束ねながら、それぞれが希望を持ち、自足した状況の中に日々を過ごすことができることは、今日であっても明日であっても、平凡にして重要な課題である。